

## 企業立地及び増設等に関する手続一覧

### 土地利用

項目	概要	提出時期	根拠法令	担当窓口（提出先）
土地売買等の届出	一定の面積以上の土地取引を行う場合は、権利取得者は知事への届出が必要（市町を經由）  （面積基準） ・市街化区域：2,000㎡以上 ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000㎡以上 ・都市計画区域外：10,000㎡以上	土地売買契約後2週間以内	国土利用計画法第23条	亀岡市都市計画課 南丹市都市計画課 京丹波町土木建築課  0771-25-5040 0771-68-0052 0771-82-3806
農地転用届出書	市街化区域内にある農地を工場等に転用するため、所有権等の権利の設定・移転行為を行う場合は、市農業委員会への届出が必要	事前	農地法第5条	亀岡市農業委員会事務局 南丹市農業委員会事務局  0771-25-5059 0771-68-0067
農地転用許可申請書				
農地が4ha以下の場合	市街化区域以外にある農地を工場等に転用するため、所有権等の権利の設定・移転行為を行う場合は、知事の許可が必要	事前	農地法第5条	京都府南丹広域振興局企画調整室（提出先） 亀岡市農業委員会事務局 南丹市農業委員会事務局 京丹波町農業委員会事務局  0771-22-0133 0771-25-5059 0771-68-0067 0771-82-3808
農地が4haを超える場合	市街化区域以外にある農地を工場等に転用するため、所有権等の権利の設定・移転行為を行う場合は、農林水産大臣の許可が必要	事前	農地法第5条	近畿農政局農村計画部農村振興課（提出先） 京都府南丹広域振興局企画調整室  075-451-9161 0771-22-0133
森林における開発計画の協議	地域森林計画の対象の民有林において開発行為を行う場合は、知事への協議が必要（ただし、次の行為を除く。） ・面積が1,000㎡以下の行為（土石の採掘と土砂の搬入を除いては3,000㎡以下の行為） ・法令（採石法、砂利採取法など）の許認可の対象となる行為 ・森林の土地の保全に著しい影響を及ぼすおそれがない公益性の高い事業等	着工前	京都府豊かな緑を守る条例第19条、第20条	京都府南丹広域振興局森づくり推進室  0771-22-1019

項目	概要	提出時期	根拠法令	担当窓口（提出先）
林地開発行為の手続に関する 条例手続	林地開発を行う場合は、地域住民との合意形成を進め、生活環境の保全を図るため、林地開発許可申請をする前に、事業計画の公表、地元説明会の開催及び地域住民等からの意見書に対する見解書の作成、生活環境の保全に関する協定の締結等手続が必要	林地開発許可申請書提出前のおおむね6箇月から3箇月前	京都府林地開発行為の手続に関する条例 第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第9条	京都府南丹広域振興局森づくり推進室 0771-22-1019
林地開発許可申請	地域森林計画の対象の民有林において1ha以上の開発行為（土地の形質の変更等）を行う場合は、知事の許可が必要	着工前	森林法第10条の2	京都府南丹広域振興局森づくり推進室 0771-22-1019
森林の土地の所有者の届出	地域森林計画の対象の民有林において、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した場合は、面積に関わらず市町長への届出が必要 ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は、対象外	土地の所有者となった日から90日以内	森林法第10条の7の2 森林法施行規則第5条の2	亀岡市農林振興課 南丹市農林整備課 (及び各支所産業建設課) 八木支所 日吉支所 美山支所 京丹波町産業振興課 0771-25-5094 0771-68-0012 0771-68-0024 0771-68-0034 0771-68-0043 0771-82-3808
森林の立木伐採の届出	地域森林計画の対象の民有林(保安林及び保安林施設地区の区域を除く。)において、立木を伐採する場合は、事前に市町長への届出が必要	伐採を開始する90日～30日前	森林法第10条8 森林法施行規則第7条	亀岡市農林振興課 南丹市農林整備課 (及び各支所産業建設課) 八木支所 日吉支所 美山支所 京丹波町産業振興課 0771-25-5094 0771-68-0012 0771-68-0024 0771-68-0034 0771-68-0043 0771-82-3808
開発行為許可申請	都市計画区域の内・外において開発行為をしようとする場合は、知事の許可が必要  (開発行為とは) 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう  (適用対象) 1.市街化区域内：500㎡以上 2.市街化調整区域内：すべて 3.非線引都市計画区域内：3,000㎡以上 4.都市計画区域外：10,000㎡以上	開発、建築許可申請書提出のおおむね1箇月前	都市計画法第29条 都市計画法第43条	京都府南丹土木事務所建築住宅室 0771-62-0364

項目	概要	提出時期	根拠法令	担当窓口（提出先）	
開発行為事前協議	上記適用対象については、都市計画法に基づく京都府への開発許可申請となるが、府への許可申請の前に市町への事前協議申請が必要				
（亀岡市） 指導要綱に基づく開発許可申請（事前協議・本申請）	関係法令に定める手続を行う前に、市長の許可が必要 （適用範囲） 市内全域：500㎡以上	事前協議	亀岡市宅地開発等に関する指導要綱	亀岡市都市計画課	0771-25-5040
（南丹市） 条例に基づく開発許可申請（事前協議・本申請）	都市計画法第29条の適用対象面積未満の開発行為であっても、市条例適用対象のものについては、市長の許可が必要 （適用対象） 1.市街化区域内：300㎡以上 2.都市計画区域外：1,000㎡以上	事前協議	南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例	南丹市都市計画課	0771-68-0052
（京丹波町） 指導要綱に基づく開発許可申請（事前協議・本申請）	関係法令に定める手続を行う前に、町長の許可が必要 （適用範囲） 都市計画区域内：300㎡以上	事前協議	京丹波町都市計画区域内における宅地開発等に関する指導要綱	京丹波町土木建築課	0771-82-3806
土地の形質の変更届	3,000㎡以上の土地を形質変更する場合は、知事への届出が必要	着手の30日前まで	土壌汚染対策法第4条第1項	京都府南丹保健所環境衛生室	0771-62-4755
土地の埋立て等許可申請	3,000㎡以上の区域の埋立て等をする場合は、知事の許可が必要	事前協議	京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第10条第1項	京都府南丹保健所環境衛生室	0771-62-4755
治水対策	府管理河川流域で、1ha以上の開発行為を行う場合は、治水対策（調整池の設置等）が必要	事前協議	開発行為に伴う治水対策事務処理マニュアル	京都府南丹土木事務所管理室	0771-62-0320

## 工場建設

項目	概要	提出時期	根拠法令	担当窓口（提出先）	
工場立地法届出	特定工場を新設（増設）しようとする場合は、知事（又は市長）への届出が必要  （特定工場とは） 敷地面積：9,000㎡以上 又は 建築物の建築面積の合計：3,000㎡以上	工事着手90日前 （短縮申請の場合 30日前）	工場立地法第6条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条	亀岡市ものづくり産業課 南丹市商工観光課 京都府商工労働観光部産業立地課 （京丹波町内に係るものに限る。）	0771-25-5033 0771-68-0050 075-414-4881
建築確認申請	建築物の建築・増築・改修等をする場合、工作物の築造、建築設備（昇降機等）の設置をする場合は、建築主事又は指定確認検査機関の確認が必要	工事着工前	建築基準法第6条又は第6条の2	京都府南丹土木事務所建築住宅室	0771-62-0364
建築行為事前協議	上記適用対象については、建築基準法に基づく京都府への申請となるが、府への申請の前に市町への事前協議が必要	事前協議		亀岡市都市計画課 南丹市住宅課 京丹波町土木建築課	0771-25-5047 0771-68-0062 0771-82-3806
省エネルギー措置に係る届出	床面積の合計が300㎡以上の建築物の新築等を行う場合は、省エネルギー措置（外壁、窓等の断熱化、空調設備等の効率的な利用）について、知事への届出が必要	工事着工の21日前	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条又は第75条の2	（書類受付） 京都府南丹土木事務所建築住宅室 （相談・審査） 京都府建築指導課建築基準担当	0771-62-0364 075-414-5345
特定建築物排出量削減計画	床面積の合計が2,000㎡以上の建築物の新築等を行う場合は、温室効果ガスの排出量の削減を図るための措置、府内産木材等の使用及び再生可能エネルギーを利用するための設備導入等について知事への計画書の提出が必要	工事着工の21日前	京都府地球温暖化対策条例第23条	（書類受付） 京都府南丹土木事務所建築住宅室 （相談・審査） 京都府建築指導課建築基準担当	0771-62-0364 075-414-5345
緑化計画	市街化区域内の亀岡市、南丹市で敷地面積が1,000㎡以上の建築物の新築等を行うときは、敷地及び建築物の緑化促進について知事への計画書の提出が必要	建築確認申請日の30日前	京都府地球温暖化対策条例第28条	（書類受付） 京都府南丹土木事務所建築住宅室 （相談・審査） 京都府建築指導課建築基準担当	0771-62-0364 075-414-5345

項目	概要	提出時期	根拠法令	担当窓口（提出先）	
特定まちづくり施設設置工事協議	特定まちづくり施設（工場）の床面積の合計が3,000㎡以上の新築等を行うときは、計画について知事への協議書の提出が必要	建築確認申請前まで	京都府福祉のまちづくり条例第19条	京都府南丹土木事務所建築住宅室	0771-62-0364
建設リサイクル法届出	特定建設資材を使用する床面積の合計が500㎡以上の新築、増築等を行う工事は、特定建設資材の分別解体等について知事への届出が必要	工事着工の7日前	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条	京都府南丹土木事務所建築住宅室	0771-62-0364
	特定建設資材を使用した建築物以外の工作物の工事（土木工事等）で請負代金の額が500万円以上は、特定建設資材の分別解体等について知事への届出が必要  （特定建設資材とは） ・コンクリート ・コンクリートと鉄から成る建設資材 ・木材 ・アスファルト・コンクリート	工事着工の7日前	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条	京都府南丹土木事務所管理室	0771-62-0320
環境影響評価	環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある工場等の設置の事業（第一種事業及び第二種事業）を行おうとする場合は、知事等への届出が必要  （第一種事業とは） 重油の量に換算した最大燃料使用量が1時間当たり15kl以上又は平均的な排水の量が1日当たり10,000㎡以上であるもの （第二種事業とは） 重油の量に換算した最大燃料使用量が1時間当たり10kl以上15kl未満、又は平均的な排水の量が1日当たり7,500㎡以上10,000㎡未満であるもの	事前協議	環境影響評価条例8条、9条	京都府文化環境部環境管理課	075-414-4715

項目	概要	提出時期	根拠法令	担当窓口（提出先）	
<b>環境保全</b>					
特定工場設置届	特定工場を設置しようとする者は、知事への届出が必要	設置の61日前まで	京都府環境を守り育てる条例第36条	京都府南丹保健所環境衛生室	0771-62-4755
特定施設設置届	<p>特定施設（騒音、振動又は悪臭に係るものを除く。）を設置しようとする者は、知事への届出が必要</p> <p>（特定施設とは） 工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動又は悪臭を排出し、発生し、又は飛散させる施設で規則で定めるもの</p>	工事着手61日前まで	京都府環境を守り育てる条例第39条	京都府南丹保健所環境衛生室	0771-62-4755
<b>水質</b>					
特定施設設置届	<p>工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が、特定施設を設置しようとするときは、知事への届出が必要</p> <p>（特定施設とは） 次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるもの 1 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質を含むこと。 2 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。</p>	工事着手61日前まで	水質汚濁防止法第5条第1項	京都府南丹保健所環境衛生室	0771-62-4755
有害物質貯蔵指定施設設置届	<p>工場若しくは事業場において有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするときは、知事への届出が必要</p> <p>（有害物質貯蔵指定施設とは） 指定施設として水質汚濁防止法第2条第4項に規定される施設のうち、カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質を含む液状の物を貯蔵するもの</p>	工事着手61日前まで	水質汚濁防止法第5条第3項	京都府南丹保健所環境衛生室	0771-62-4755

項目	概要	提出時期	根拠法令	担当窓口（提出先）	
特定施設設置許可申請	<p>適用対象区域（南丹市美山町及び日吉町（胡麻、上胡麻及び畑郷に限る。）の区域並びに京丹波町の区域を除く区域）で、1日当たりの排出水の最大量が50㎡以上の特定施設を設置しようとする場合は、知事の許可が必要</p> <p>（特定施設とは） 水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設</p>	事前	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項	京都府南丹保健所環境衛生室	0771-62-4755
<b>大気汚染</b>					
ばい煙発生施設設置届	<p>ばい煙発生施設を設置しようとする場合は、知事への届出が必要</p> <p>（ばい煙発生施設とは） 工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので政令で定めるもの</p>	工事着手61日前まで	大気汚染防止法第6条第1項	京都府南丹保健所環境衛生室	0771-62-4755
揮発性有機化合物排出施設設置届	<p>揮発性有機化合物排出施設を設置しようとする場合は、知事への届出が必要</p> <p>（揮発性有機化合物排出施設とは） 工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気の汚染の原因となるものであって、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるもの</p>	工事着手61日前まで	大気汚染防止法第17条の4第1項	京都府南丹保健所環境衛生室	0771-62-4755
特定粉じん発生施設設置届	<p>特定粉じん発生施設を設置しようとする場合は、知事への届出が必要</p> <p>（特定粉じん発生施設とは） 工場又は事業場に設置される施設で特定粉じん（粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの）を発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるもの</p>	工事着手61日前まで	大気汚染防止法第18条の6第1項	京都府南丹保健所環境衛生室	0771-62-4755

項目	概要	提出時期	根拠法令	担当窓口（提出先）	
一般粉じん発生施設設置届	<p>一般粉じん発生施設を設置しようとする場合は、知事への届出が必要</p> <p>（一般粉じん発生施設とは） 工場又は事業場に設置される施設で一般粉じん（特定粉じん以外の粉じん）を発生し、及び排出し、又は飛散させるものうち、その施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気汚染の原因となるもので政令で定めるもの</p>	事前	大気汚染防止法第18条第1項	京都府南丹保健所環境衛生室 0771-62-4755	
特定施設設置届	<p>特定施設を設置しようとする場合は、知事への届出が必要</p> <p>（特定施設とは） 工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるもの</p>	工事着手61日前まで	ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項	京都府南丹保健所環境衛生室 0771-62-4755	
特定施設設置届（騒音・振動・悪臭）	<p>特定施設を設置しようとする場合は、市町長への届出が必要</p> <p>（特定施設とは） 工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動又は悪臭を排出し、発生し、又は飛散させる施設（特定工場に設置させるものにあつては騒音、振動又は悪臭に係るものに限る。）で条例施行規則別表第2に掲げる施設騒音規制法及び振動規制法に係る施設については、各施行令別表第1に掲げる施設</p>	工事着手30日前	京都府環境を守り育てる条例第39条第2項 京都府環境を守り育てる条例施行規則第9条第2項 騒音規制法第6条第1項 騒音規制法施行規則第4条第1項 振動規制法第6条第1項 振動規制法施行規則第4条第1項	亀岡市環境政策課 南丹市環境課 京丹波町住民課 0771-25-5023 0771-68-0015 0771-82-3803	
医薬品等製造業・製造販売業許可申請	医薬品、医療機器、医薬部外品、化粧品等の製造・製造販売業については、厚生労働大臣（知事）、また別途製造承認等が必要になる場合がある。	事前相談	薬事法第12条、第14条	京都府南丹保健所環境衛生室 0771-62-4754	

項目	概要	提出時期	根拠法令	担当窓口（提出先）	
毒物・劇物製造業登録申請	毒物又は劇物の製造業の登録を受けたものでなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で製造してはならない。登録は、厚生労働大臣（知事を経由）	事前相談	毒物及び劇物取締法第3条、第4条	京都府南丹保健所環境衛生室	0771-62-4754
食品製造業営業許可申請	飲食店営業、食品製造など公衆衛生に与える影響が著しい営業をしようとする場合は、知事への許可が必要	10日前	食品衛生法第52条	京都府南丹保健所環境衛生室	0771-62-4754
公共井戸設置届	公共井戸を開さく又は改造しようとする場合は、知事（保健所長）への届出が必要	井戸の開さく又は改造前	京都府公共井戸取締条例第3条	京都府南丹保健所環境衛生室	0771-62-4754
危険物設置許可申請	指定数量以上の危険物を貯蔵又は取り扱うため、製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする場合は、その製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに消防組合管理者の許可が必要	工事着手前（事前協議）	消防法第10条、第11条 危険物の規制に関する政令第6条	亀岡消防署予防課予防係 園部消防署予防課予防係	0771-22-9583 0771-62-0119
火災予防条例に定める届出	火災予防条例に定める事項（防火対象物の使用開始、火を使用する設備等の設置並びに指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱い）に該当する場合は、消防署長に届け出が必要	事前（ただし、防火対象物の使用開始にあっては、7日前まで）	京都中部広域消防組合火災予防条例第47条、第48条、第50条	亀岡消防署予防課予防係 園部消防署予防課予防係	0771-22-9583 0771-62-0119
液化石油ガス貯蔵施設許可申請	貯蔵施設、特定供給施設を設置する場合は、知事への届け出が必要	事前協議	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条	京都府府民生活部消防安全課安全・救急担当	075-414-4471
給水の届出	上水道を使用しようとする場合は、管理者の承認が必要	事前協議	市上水道事業給水条例 市簡易水道事業給水条例 市・町水道企業供給条例	亀岡市水道課 南丹市上水道課 京丹波町水道課	0771-25-6763 0771-68-0053 0771-83-9105
排水の届出	下水道を使用しようとする場合は、管理者の承認が必要	事前協議	市・町下水道条例 市地域下水道条例	南丹市下水道課 京丹波町水道課 亀岡市下水道課	0771-68-0054 0771-83-9105 0771-25-6764

項目	概要	提出時期	根拠法令	担当窓口（提出先）	
特定機械設置届	ボイラー（小型ボイラーを除く）、第一種圧力容器、クレーン（つり上げ荷重3t以上）、エレベーター（積載荷重1t以上）等を設置、移転又は変更する場合は、所轄労働基準監督署長に計画の届出が必要	工事開始日の30日前まで	労働安全衛生法第88条	園部労働基準監督署	0771-62-0567
小型ボイラー、クレーン、エレベーター及び簡易リフト設置報告	小型ボイラー、クレーン（つり上げ荷重3t未満）、エレベーター（積載荷重1t未満）及び簡易リフトを設置する場合は、所轄労働基準監督署長に設置報告書の提出が必要	あらかじめ（小型ボイラーのみ設置後遅滞なく）	労働安全衛生法第100条		
建設物、機械等設置届	安全衛生確保の観点からの措置を講ずる必要のある建設物又は機械等を設置、移転又は変更する場合は、所轄労働基準監督署長に計画の届出が必要	工事開始日の30日前まで	労働安全衛生法第88条		

#### 工場建設・維持管理

項目	概要	提出時期	根拠法令	担当窓口（提出先）	
屋外広告物許可申請	屋外に社名等の広告物を表示（変更）、掲出する場合、又は許可期間を継続する場合は、市長への届出が必要  （屋外広告物とは） 常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、広告塔、広告幕、はり紙、はり札などがあり、表示内容や表示目的を問わない。	表示（変更）・掲出前	京都府屋外広告物条例 亀岡市屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則 南丹市屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則 京丹波町の屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則	亀岡市都市計画課 南丹市環境課 京丹波町土木建築課	0771-25-5046 0771-68-0015 0771-82-3806

#### 労働安全

項目	概要	提出時期	根拠法令	担当窓口（提出先）	
労働保険関係の成立届	労働保険（雇用保険及び労災保険）の保険関係が成立した場合は、労働基準監督署長又は公共職業安定所長への届出が必要	成立した日から10日以内	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2	園部労働基準監督署 又は 京都西陣公共職業安定所園部出張所	0771-62-0567 0771-62-0246
雇用保険適用事業所設置届	雇用保険の適用事業所を設置した場合に公共職業安定所長への届出が必要	事業所設置の日の翌日から10日以内	雇用保険法施行規則第14条1条	京都西陣公共職業安定所園部出張所	0771-62-0246
健康保険・厚生年金保険適用事業所	健康保険・厚生年金保険の適用事業所となった場合は、年金事務所長等への届出が必要	当該事実があった日から5日以内	健康保険法施行規則第19条 厚生年金保険施行規則第13条	京都西年金事務所	075-323-1170
給与支払事務所等開設届	給与等の支払事務を取り扱う事務所等を開いた場合は、税務署長への届出が必要	事業所開設から1ヶ月以内	所得税法第230条	園部税務署	0771-62-0340